

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

流動化・証券化協議会

実務対応報告公開草案第 24 号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」
に関するコメント

平成 18 年 6 月 6 日に貴委員会より公表された「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、以下の通り意見を提出する。

1. 「投資事業組合」の定義について

本公開草案の適用範囲を明確にするため、「投資事業組合」の定義を明らかにされたい。

流動化・証券化取引においては、不動産 KK-TK スキームを始め、その仕組みの中に商法上の匿名組合を利用するものが多くみられるところ、その殆どは本公開草案における「投資事業組合」には該当しないと思われるが、流動化・証券化取引において用いられる匿名組合の内容にもバリエーション（例えば、営業者が単なる静的な SPC であるものもあれば、ある程度能動的に資産を入れ替えるものもある。）があり、本公開草案の適用が問題となるか、あるいは本公開草案に示される取扱いの影響を受けるものがあるのではないかと懸念されるため、本定義の明確化を求めるものである。

2. 「業務執行権」の意義について

本公開草案中に用いられている「業務執行権」の意義について明らかにされたい。

匿名組合は、営業者のみがその業務を執行することとなっており、出資者である匿名組合員が営業者の業務を執行することができない(商法第 536 条第 3 項)。したがって、出資者である匿名組合員が本公開草案における「業務執行権」を直接有することはなく、連結が問題となるのは、匿名組合員が別の法律上の地位に基づき業務執行権を有している場合（例：営業者から営業の実施につき別途一任を受けている場合）や、緊密な者又は同意している者が営業者として或いは別の法律上の地位に基づき業務執行権を有している場合であると考えてよいか。

また、商法上の匿名組合に該当するものであっても、商法第 536 条 3 項に反しない限度で、匿名組合員が重要な業務執行についての承認権若しくは拒否権を有するような仕組みによる場合もある（この場合も、契約上、自ら能動的に営業を差配・実行する

権限が匿名組合員に付与されている訳ではなく、商法上の匿名組合としての性質は維持され得ると一般に解されている。) が、これらについても、匿名組合性を維持している限り、上と同様に考えてよいか。

以上